

No	31					No(再掲)						
該当箇所番号	3	-	2	-	4	-	該当箇所番号 (再掲の場合)	3	-	-	-	
施策名	河川アドプトプログラム											
担当部局	国土交通省河川局河川環境課											
施策の概要	<p>近年、地域住民の市民活動への参加意欲の高まりや、個性豊かな地域づくりの気運の高まり等を受けて、市民団体等の活動に対する社会的機運が高まっている。</p> <p>また、全国各地の河川においても、環境保全活動、学校教育を含めた学習活動、川を活かしたまちづくり活動等、様々な分野において多くの市民団体等が活動を行うようになってきている。</p> <p>河川行政としても、市民団体等との連携は、市民の河川愛護精神の醸成や地域のニーズに応じたきめ細かい河川管理の実施に資するものであり、今後とも一層の取り組みが期待されることである。</p> <p>具体例としては、河川アドプトプログラムとして市民団体等と連携し、河川清掃などが行われている。河川管理者がゴミ袋、軍手等の支給、地元自治体がゴミの回収、市民団体等が清掃を実施するなど、各自役割分担をきめて実施しているところ。</p> <p>なお、平成17年4月から河川局ホームページ上に、「市民と連携した活動事例」を掲載しており、その中で、市民団体等の活動内容、協力自治体の支援内容等を紹介している。(http://www.kasen.or.jp/katsudoujirei/)</p>											
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海関係地域では、中国地方で旭川、四国地方で吉野川、那賀川、肱川、重信川、土器川、さらに九州地方で山国川、大野川、乙津川の9河川で、331団体、約27,000人を越える市民が、行政と連携し河川に放置されているゴミ清掃等の河川美化活動を毎年実施している。</p>											
進捗状況を示すデータ												
項目1						単位	団体	対象地域		瀬戸法対象地域		
年度	12	13	14	15	16							
	91	140	294	315	331							
項目2						単位		対象地域				
年度												
項目3						単位		対象地域				
年度												

## 瀬戸法対象地域における河川アドプトプログラム状況



河川清掃(吉野川)



河川清掃(那賀川)



河川清掃(旭川)

No	32	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 2 - 5 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	- - -

施策名	生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり
-----	---------------------

担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課
------	----------------

施策の概要	<p>生態系や自然景観等に配慮した海岸の整備として、「エコ・コースト事業」、「自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)」を実施している。</p> <p><b>エコ・コースト事業</b> ウミガメやカブトガニといった海生生物や野鳥等にとって、重要な生息場所等になっている海岸や、自然景観との調和を図る必要が高い海岸において、施設構造や工法の工夫、干潟や磯の創出などを行い、自然環境と調和した海岸を形成していく事業。 さらに、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の意見の聴取、パイロット工区における住民団体等の参画によりモニタリングの実施及びその結果等を踏まえた施設の整備を行う事業や、既に海岸保全施設が整備され、防護機能が確保されている海岸において、地域住民、有識者、NPO、地元自治体等の参画により、生態系に配慮した既存海岸保全施設の改良を実施する事業。</p> <p><b>自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)</b> 海岸侵食等により白砂青松が失われつつある海岸において、海岸事業による砂浜の復元等の海岸環境に配慮した整備と治山事業による海岸防砂林の整備を連携して行い、効率的・効果的な事業実施を推進し、国土保全を図るとともに、自然環境と利用に配慮した白砂青松の創出を行う事業。</p>
	<p><b>エコ・コースト事業</b> 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに9箇所を選定している。 うち、平成17年度は7箇所を実施中。2箇所で完了済み。</p> <p>実施中……白石島漁港海岸【岡山県】、東播海岸【兵庫県】、徳山下松港海岸【山口県】、竹原港海岸【広島県】、下関港海岸【山口県】、児島港海岸【岡山県】、観音寺港海岸【香川県】 完了済……横江漁港海岸【岡山県】、天神海岸【岡山県】、</p> <p><b>自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)</b> 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに2箇所を選定している。 うち、2箇所完了済み。</p> <p>完了済……沼島漁港海岸【兵庫県】、脇田漁港海岸【福岡県】</p>

瀬戸内海関係地域での実施事例	<p><b>エコ・コースト事業</b> 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに9箇所を選定している。 うち、平成17年度は7箇所を実施中。2箇所完了済み。</p> <p>実施中……白石島漁港海岸【岡山県】、東播海岸【兵庫県】、徳山下松港海岸【山口県】、竹原港海岸【広島県】、下関港海岸【山口県】、児島港海岸【岡山県】、観音寺港海岸【香川県】 完了済……横江漁港海岸【岡山県】、天神海岸【岡山県】、</p> <p><b>自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)</b> 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに2箇所を選定している。 うち、2箇所完了済み。</p> <p>完了済……沼島漁港海岸【兵庫県】、脇田漁港海岸【福岡県】</p>
	<p><b>エコ・コースト事業</b> 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに9箇所を選定している。 うち、平成17年度は7箇所を実施中。2箇所完了済み。</p> <p>実施中……白石島漁港海岸【岡山県】、東播海岸【兵庫県】、徳山下松港海岸【山口県】、竹原港海岸【広島県】、下関港海岸【山口県】、児島港海岸【岡山県】、観音寺港海岸【香川県】 完了済……横江漁港海岸【岡山県】、天神海岸【岡山県】、</p> <p><b>自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)</b> 瀬戸内海環境保全特別措置法対象地域において、これまでに2箇所を選定している。 うち、2箇所完了済み。</p> <p>完了済……沼島漁港海岸【兵庫県】、脇田漁港海岸【福岡県】</p>

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	対象地域					
年度																	
項目2											単位	対象地域					
年度																	
項目3											単位	対象地域					
年度																	

No	34	No(再掲)	68
該当箇所番号	3 - 2 - 5 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - 13 -

施策名	海岸景観形成ガイドラインの概要
担当部局	国土交通省港湾局海岸・防災課

施策の概要	<p>海岸景観形成ガイドライン</p> <p>・海岸保全事業においては、津波・高潮災害の防止が第一の事業目的となることから、大規模構造物やコンクリート構造物等の景観にも大きな影響を及ぼす施設整備が実施されることが少なくない。また、浜辺等の水際線空間は人々にとって貴重なオープンスペースであることから、市民からはマリレジャー等の空間利用の観点からの利便性向上を求められることも少なくない。</p> <p>・その一方で、こうした事業の実施箇所は海岸景観の主要な構成要素である砂浜や岩礁、水面等であって、景観上の影響は広範囲に及ぶことから、事業実施にあたっては景観形成に対する十分な配慮が求められており、海岸保全施設単体の景観・デザインのみならず、保全対象周辺の地域や環境との一体的且つ地域の個性を尊重した整備を図る必要がある。</p> <p>・こうした状況に鑑み、本ガイドラインは、良好な海岸景観の形成を図ることを目的として、海岸と生活との関わりを見直し、海岸の潜在的な魅力や課題を発見し、地域の価値向上を図るための海岸の整備や取り組みの方策を示しており、今後の海岸事業の実施にあたってはこのガイドラインを活用し、海岸景観の調和が図られるように努めているところ。</p>
	<p>瀬戸内海関係地域での実施事例</p>

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	対象地域					
年度																	
項目2											単位	対象地域					
年度																	
項目3											単位	対象地域					
年度																	

No	35						No(再掲)				
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-	該当箇所番号(再掲の場合)	3	-	-	-

施策名 瀬戸内海の干潟・藻場の概要について

担当部局 環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

瀬戸内海の沿岸域においては、多様な生物の生息や繁殖の場である干潟・藻場が多く失われてきている。干潟面積については、昭和24年から平成7年までに約2割、藻場面積については、昭和53年から平成7年にまでに約4割が消失している。

年	干潟面積 (ha)
M31	25,190
T14	20,490
S24	15,200
S44	15,000
S53	12,548
H1-2	11,734
H6-7	11,710

出典)M31年、T14年、S24年、S44年:「瀬戸内海要覧」(建設省中国地方建設局)  
 出典)S53年、H1～2年:第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 出典)H6～7年:第5回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 備考)H6～7年においては、兵庫県及び徳島県のデータが含まれていない。  
 備考)出典により、面積測定方法に違いがある。  
 瀬戸内海における干潟面積の推移

瀬戸内海関係地域での実施事例

年	藻場面積 (ha)
S53	12,548
H1-2	11,734
H6-7	11,710

出典)S53年、H1～2年:第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 出典)H6～7年:第5回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 備考)H6～7年においては、兵庫県及び徳島県のデータが含まれていない。  
 備考)出典により、面積測定方法に違いがある。  
 瀬戸内海における藻場面積の推移

進捗状況を示すデータ											
項目1	干潟の面積							単位	ha	対象地域	瀬戸内海
年	M31	T14	S24	S44	S53	H1-2	H6-7				
	25190	20490	15200	15000	12548	11734	11710				
項目2	藻場の面積							単位	ha	対象地域	瀬戸内海
年度	S53	H1-2	H6-7								
	12548	11734	11710								
項目3								単位		対象地域	
年度											



No	37	No(再掲)	
該当箇所番号	3 - 3 - 1 -	該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -

施策名	港湾における干潟・藻場等の再生事業の概要
担当部局	国土交通省港湾局環境整備計画室

施策の概要	<p>「新・生物多様性国家戦略」や「自然再生推進法」等を踏まえ、港湾空間における水環境の改善、自然環境の再生・創出を図る。</p> <p>閉鎖性海域における水環境の改善を図るため、浚渫工事等で発生する良質な土砂を活用した汚泥上への覆砂のほか、水質浄化施設(エアレーション施設等)の整備及び施設の改良を実施する。</p> <p>多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境の回復を目的とした、干潟、藻場、海浜の再生、創出等の自然再生事業を実施する。</p>
-------	---

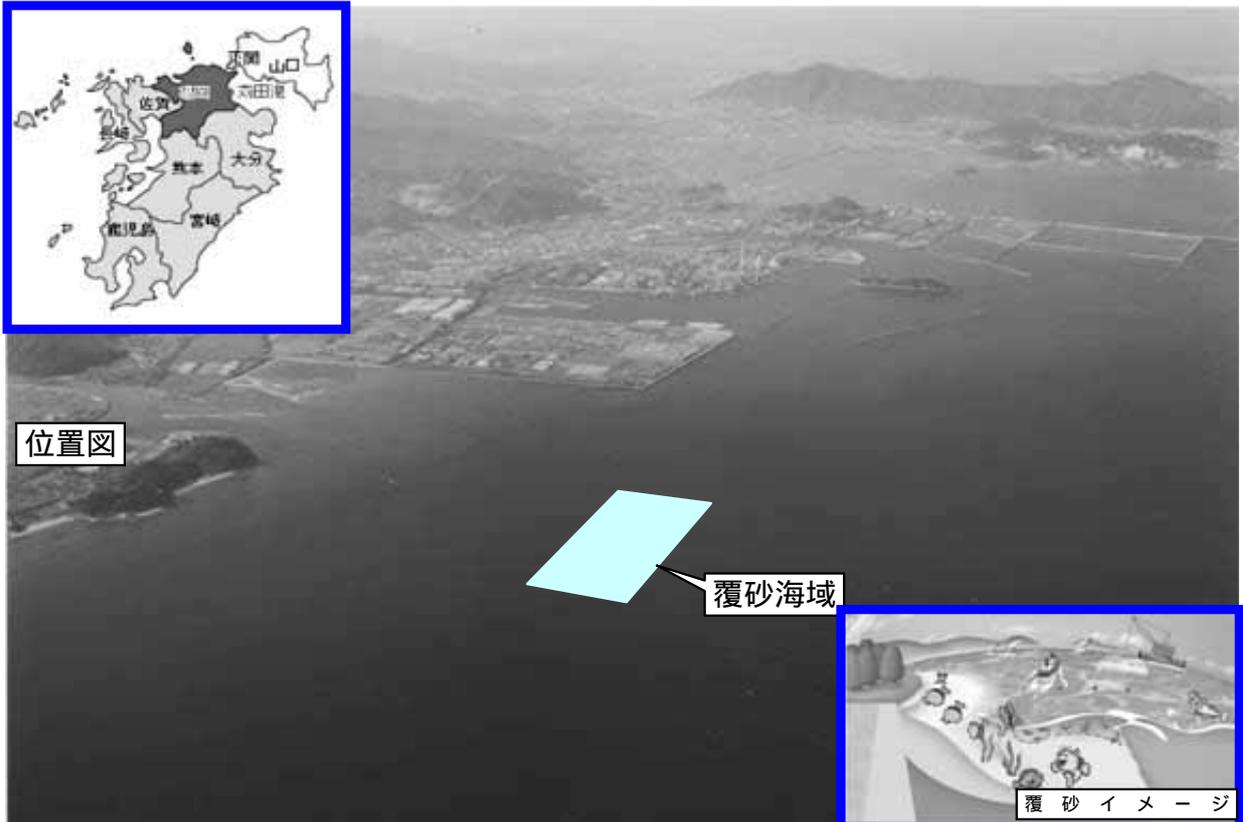
瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>瀬戸内海(周防灘地区)海域環境創造・自然再生事業</p> <p>(1)事業の概要        苅田港周辺では水質・底質の汚染が進んでいるため、瀬戸内海西部区域の底質浄化事業の一環として覆砂を行い、水質・底質の改善を図るものである。浚渫工事等により発生する良質砂で海底土を被覆するもので、長期的及び断続的に整備を行っている。        整備内容:覆砂 75ha        事業期間:平成5年度～平成20年度</p> <p>(2)事業の効果        覆砂区域においては、種々の底生生物が出現しており、覆砂による直接的な底質改善効果だけでなく、底生生物を餌とする魚介類の棲息・産卵に適した良好な生物環境が形成されている。また、底引網漁獲物やエビ刺網漁獲物は、覆砂区域での種類数・漁獲量が多く、底質環境の改善により生態系の回復を促すとともに、水産資源量の増大等の効果も出ている。</p> <p>尾道系崎港(海老地区、百島地区、灘地区、浦崎地区)海域環境創造・自然再生等事業</p> <p>(1)事業の概要        航路浚渫工事の土砂を活用して、干潟を造成することで、水質等の改善を図るとともに、豊かな生態系を創出するものである。        整備内容:海浜(干潟) 約70ha        事業期間:昭和59年度～平成19年度</p> <p>(2)事業の効果        干潟を造成したことで大規模なアマモ場の再生が確認されており、魚介類の産卵場、幼稚魚の餌場、隠れ場として重要な役割を果たしている。また、地域住民にとっても、豊かな自然を感じさせる重要な空間になっている。</p>
----------------	---

進捗状況を示すデータ																	
項目1											単位	対象地域					
年度																	
項目2											単位	対象地域					
年度																	
項目3											単位	対象地域					
年度																	

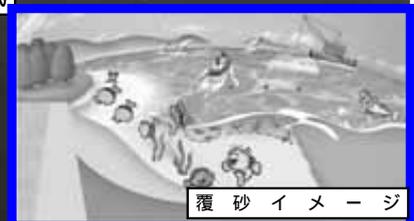
瀬戸内海(周防灘地区)海域環境創造・自然再生事業



位置図

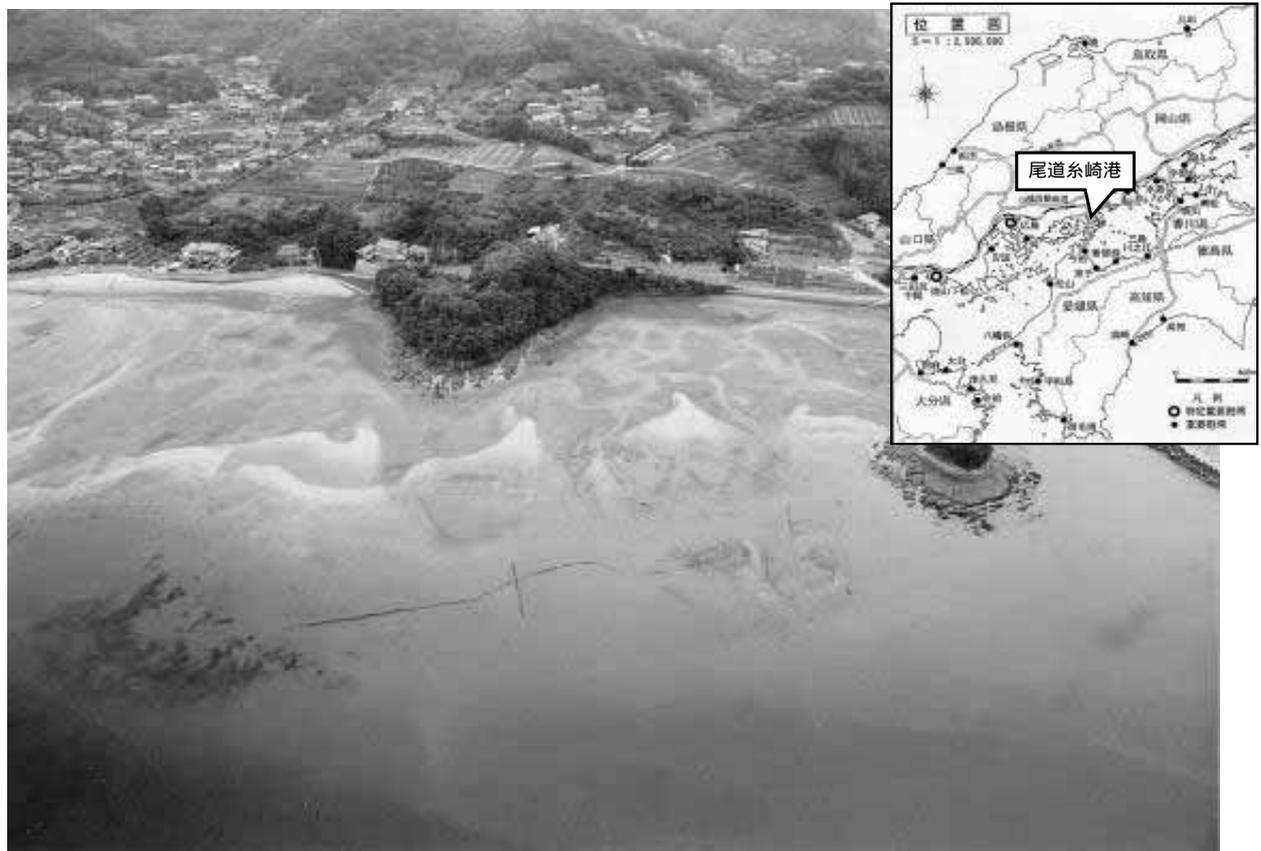


覆砂海域



覆砂イメージ

尾道系崎港(海老地区、百島地区、灘地区)海域環境創造・自然再生等事業



尾道系崎港

No	38				No(再掲)								
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-	該当箇所番号(再掲の場合)	3	-	-	-		
施策名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区制度について												
担当部局	環境省自然環境局野生生物課												
施策の概要	<p>1)鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下、鳥獣保護法とする)第28条1項の規定に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める区域が指定される。鳥獣保護区には、環境大臣が指定するものと、都道府県知事が指定するものがある。また、鳥獣保護区の中で、鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域については、鳥獣保護法第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区として指定することができる。</p> <p>2)鳥獣保護区内では、狩猟による鳥獣の捕獲は禁止される。</p> <p>3)特別保護地区内では、工作物の新築、改築または増築、水面の埋め立てまたは干拓、木竹の伐採等鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼす行為は、国指定鳥獣保護区については環境大臣、都道府県鳥獣保護区については都道府県知事の許可が必要である。</p> <p>4)平成18年3月末現在で、国指定鳥獣保護区は66箇所(538,150ha)に指定され、うち特別保護地区は53箇所(145,521ha)に指定されている。</p>												
	瀬戸内海関係地域での実施事例	<p>国指定浜甲子園鳥獣保護区及び同特別保護地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所在地:兵庫県西宮市</li> <li>指定年月日:昭和53年11月1日</li> <li>面積:30ha(うち特別保護地区は、12ha)</li> <li>当該区域の自然環境及び指定目的:</li> </ul> <p>当該区域は、大阪湾に注ぐ鳴尾川河口西部に位置する約1.5haの干潟と地先の水域を含んでいるが、この干潟は、大阪湾に残存する数少ない干潟のひとつである。ゴカイ、イソガイ等の海棲底生成物が豊富なため、シギ・チドリ類の重要な餌場であることから、オバシギ、キアシシギ、オオソリハシギ等多くのシギ・チドリ類の集団渡来地となっている。また、カモ類やカモメ類の渡来地としても重要である。このように、当該区域は、シギ・チドリ類、カモ類等多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌場として利用されていることから、鳥獣保護区に指定し、渡り鳥の保護を図っている。</p>											
		項目1									単位	対象地域	
		年度											
項目2									単位	対象地域			
年度													
項目3									単位	対象地域			
年度													

No	39			No(再掲)			
該当箇所番号	3 - 3 - 1 -			該当箇所番号 (再掲の場合)	3 - - -		
施策名	保護水面制度の概要						
担当部局	農林水産省水産庁増殖推進部栽培養殖課						
施策の概要	<p>1 保護水面は水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう。</p> <p>2 保護水面を指定は、都道府県知事又は農林水産大臣が行い、都道府県知事が保護水面を指定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 都道府県知事又は農林水産大臣は、保護水面が基準に適合しなくなったときその他情勢の推移により必要が生じたときは、保護水面の区域の変更又は指定の解除をするものとする(都道府県知事の場合は、農林水産大臣の同意が必要)。</p> <p>4 指定に際して、都道府県知事又は農林水産大臣は、増殖すべき水産動植物の種類並びに増殖の方法及び増殖施設の概要、採捕の制限又は禁止の内容等からなる管理計画を定めなければならない。 都道府県知事は、保護水面の管理計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。 保護水面の管理は、当該保護水面を管轄する都道府県知事又は農林水産大臣が行う。</p> <p>5 保護水面内での工事等については、管理者の許可または管理者への協議が必要とされている。</p> <p>6 平成18年3月現在、全国で116の保護水面が設置されている。</p>						
瀬戸内海関係地域での実施事例	兵庫 三原郡西淡町地先 兵庫 三原郡南淡町地先 岡山 邑久郡牛窓町地先 岡山 玉野市番田地先 岡山 笠岡市高島地先 広島 豊田郡東野町地先 広島 安芸郡倉橋町地先 山口 豊北町阿川地区 山口 阿武町宇田郷地先 山口 岩国市柱島地先 山口 上関町八島地先 山口 秋穂町竹島地先 山口 豊浦町厚島地先 香川 詫間町粟島地先 香川 坂出市王越町地先 香川 観音寺市伊吹町地先 愛媛 中島町二神地先 大分 宇佐市四日市地先 大分 宇佐市柳ヶ浦地先 大分 宇佐市和間地先 大分 東国東郡国見町地先 大分 東国東郡姫島村地先 大分 安岐町・武蔵町地先 大分 速見郡日出町地先 大分 佐賀関町地先 大分 津久見市仙水地先 大分 津久見市保戸島地先 大分 上町地先 大分 大分市大野川 大分 佐伯市番匠川 大分 大分市大分川						
進捗状況を示すデータ							
項目1	保護水面の数			単位	件	対象地域	瀬戸法対象地域
年度	H15	H16	H17				
	32	32	32				
項目2				単位		対象地域	
年度							

No	40				No(再掲)	
該当箇所番号	3	-	3	-	1	-
	該当箇所番号(再掲の場合)				3	-

施策名	水産基盤整備事業による豊かな海の森づくりの取り組み
担当部局	農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課

施策の概要	<p>【藻場・干潟の役割】 藻場・干潟は、水産資源の産卵・育成・生息の再生産サイクルの場、海洋生態系における基礎生産を構成する動物プランクトンや海藻類等の餌生物が豊富な場、生物による海水中の有機物の分解や窒素・りん等栄養塩の吸収による水質浄化の場として、海洋生物にとって不可欠且つ重要な役割を担っている。</p> <p>【現状】 沿岸域の工業地帯や都市の整備・開発による藻場・干潟の大幅な減少が、海洋生態系を破壊し、海洋の生産力及び環境浄化機能を低下させたことによって、沿岸域で漁獲される有用な魚介類の再生産サイクルが機能不全となり、漁獲量の減少に歯止めが掛からない状況である。</p> <p>【施策】 これまで漁獲をメインとした魚礁設置による漁場整備から有用な魚介類の幼稚仔魚の成育場等となる増殖場の整備や環境保全創造への重点化を図るとともに、漁港においても自然環境に配慮した整備に取り組んでいる。平成14年3月に策定された漁港漁場整備長期計画では、平成14年度から平成18年度までの5年間で概ね5千haの藻場・干潟を新たに保全・創造することを目標として取り組んでいる。また、藻場・干潟は、水産業へ寄与することのみならず、良好な地球環境を維持する上でも極めて重要な役割を有することから、平成15年度から「豊かな海の森づくり事業」として水質浄化機能を有する藻場・干潟の保全・創造を強力に推進している。さらには、資源管理や種苗放流の取り組みと漁港漁場整備事業との連携を図って、効果的・効率的な水産資源の回復を図るとともに、持続可能な水産業を目指している。</p> <p>【増殖場の整備及び環境保全創造】 資源の回復・増大を図る魚介類に応じ、以下の手法を組み合わせ整備している。</p> <p>(1)藻場造成 自然石や藻礁(海藻類が着生しやすく加工したブロック等)の設置 アマモ類の繁茂を目的とした覆砂 砂の巻き上がりによる濁り(海藻類の光合成を阻害)を防ぐための潜堤等の設置(静穏域の確保)</p> <p>(2)干潟造成 ヘドロ化した干潟漁場における覆砂 砂の流出防止のための潜堤等の設置</p> <p>(3)底質改善 海底のヘドロやゴミ等の堆積物の除去 潮の流れを活性化させることによってヘドロ等の堆積を防ぐための作れい 堆積した有機物の分解を促進させるための耕うん 貧酸素水塊の発生を防ぐためや浅海域の確保のための客土(海底の嵩上げ)</p> <p>(3)その他の増殖場 産卵親魚及び幼稚仔魚の保護のための保護礁の設置(禁漁区域等) 産卵の場を確保するための産卵礁の設置 幼稚仔魚の成育に必要な餌生物の発生を促進する貝殻、瓦、石材、木材等で加工した餌料培養礁の設置</p> <p>(4)その他 漁港岸壁や防波堤周囲に水産資源の産卵・育成・生息の場を確保するための自然石や藻礁の設置</p>
-------	---

瀬戸内海関係地域での実施事例	東備地区特定漁港漁場整備事業(H14~H21)
	<p>1. アマモ場再生のため生育環境の改善 潜堤設置、海底面嵩上げ、覆砂(アマモ生育に適正な水深帯及び底質の確保) 消波施設(波浪軽減対策のための静穏域の確保)</p> <p>2. 幼稚仔魚の保育場及び未成魚・成魚生息場の整備 カキ殻で加工した餌料培養礁の設置 誘導礁、滞留礁の設置</p> <p>3. 種苗放流と資源管理との連携</p> <p>4. 事業効果 アマモ場造成等により、カキ養殖、底びき網漁業の両立が可能となり生産性が向上 ・海底耕耘等により養殖カキの成長早まる 3年生産 2年で出荷 ・カキ生産量 2,119t(H11) 2,141t(H15) ・メバル・カサゴの漁獲量 22t(H11) 20t(H15) 事業後84t(H22) 水質の浄化(チッソの除去) 約700人分の年間汚水量の処理能力に相当</p>

進捗状況を示すデータ											
項目1										単位	対象地域
年度											
項目2										単位	対象地域
年度											